第一項第四号	法人税額（法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額	所得税の額（法第四十条第四項において準用する法
	所得税の額	年分
第二項	第三十九条第二項	第四十条第四項において準用する法第三十九条第二項
	事業年度（法第二条第八号に規定する事業年度をいう。第三項において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項及び次号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第五十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）	年分
第二項第一号	第三十八条第一項	第四十条第三項において準用する法第三十八条第三項
	法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号	市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号
第二項第三号	第三十二条第一項各号	第三十三条第二項において準用する令第三十二条第四項各号
第三項	第三十九条第三項に規定する総務省令、財務省令	第四十条第四項において準用する法第三十九条第三項に規定する総務省令、財務省令
第三項第一号	第三十八条第一項	第四十条第二項において準用する法第三十八条第三項
	法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号	市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号
第三項第四号	法人税額（法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額	所得税の額（法第四十条第四項において準用する法
	事業年度又は連結事業年度及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度	年分

2　前条第四項から第六項まで（第四項第二号、第五項第二号及び第六項第二号を除く。）の規定は、法第四十条第七項において準用する法第三十九条第六項から第九項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令	第四十条第七項において準用する法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令
第四項第一号	第三十八条第五項	第四十条第五項において準用する法第三十八条第五項
	法人又は連結親法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
	法人番号	個人番号
第四項第四号	法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額	所得税の額の計算の基礎となった所得
	（法	（法第四十条第七項において準用する法
	事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十二第一項に規定する事業年度をいう。第六項第四号において同じ。）	年分
第五項	第三十九条第七項	第四十条第七項において準用する法第三十九条第七項
第五項第一号	第三十八条第五項	第四十条第五項において準用する法第三十八条第五項
	法人又は連結親法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
	法人番号	個人番号
第五項第三号	について令	について令第三十三条第五項において準用する令
第六項	第三十九条第八項に規定する総務省令、財務省令	第四十条第七項において準用する法第三十九条第八項に規定する総務省令、財務省令
第六項第一号	第三十八条第五項	第四十条第五項において準用する法第三十八条第五項
	法人又は連結親法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
	法人番号	個人番号
第六項第四号	法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額	所得税の額の計算の基礎となった所得
	（法	（法第四十条第七項において準用する法
	事業年度	年分